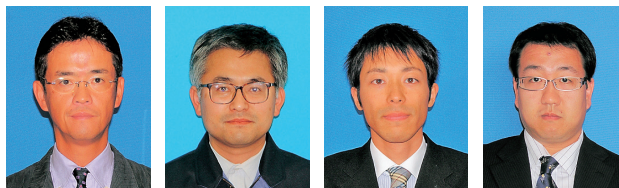


工事完成図書の電子納品等要領 及び運用ガイドラインの改定



高度情報化研究センター 情報基盤研究室

室長 平城 正隆

主任研究官 青山 憲明

研究員 井星 雄貴

部外研究員 東耕 吉孝

(キーワード) CALS/EC、電子納品

1. はじめに

国土交通省では、CALS/ECの一環として、公共事業プロセスにおいて電子データを流通し、そのデータを次の業務での利用を図るために、成果品の電子納品を推進している。

国総研による電子納品の実態調査により、工事書類の紙と電子の二重納品が多発していることが判明した。この課題の改善策を検討し、検討結果をもとに、国土交通省は受発注者の業務を効率化するための「工事完成図書の電子納品等要領」及び「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」を平成22年9月に策定した。以下、その主な内容を紹介する。

2. 策定にあたっての主なポイント

維持管理での電子データの必要性を検討し、長期

にわたって電子データで保管管理しなければならない図面、書類を明らかにした。すなわち、維持管理での必要性から長期保存する「工事完成図書」（工事完成図、施設台帳データなど）は電子納品の対象とし、瑕疵対応の必要性から短期保存する「工事書類」（打合せ簿等）は電子納品の対象外とした。

また、工事施工中に紙資料で交換・共有した書類は原則として電子納品しないことを明記し、二重納品の排除を明確化した。

さらに、維持管理に必要な台帳データを格納するための台帳フォルダ（REGISTER）を新たに電子納品する運用とした。

【電子納品に関する要領・基準】

<http://www.cals-ed.go.jp/>